

* 補助金・助成金関連 *

■ IT 導入補助金

中小企業や小規模事業者がITツールを導入する際の経費の一部を補助する「IT導入補助金」の公募が始まっています。この補助金は、IT導入による業務効率化・データ活用、インボイス制度への対応、複数社で連携したDXの推進など、中小企業等の生産性向上に資する取組を支援するものです。

対象は、中小企業・小規模事業者で、飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等、幅広い業種に対応しています。

補助対象はソフトウェア購入費、クラウド利用料、導入関連費です。今回新たに設けられたデジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型）では、これらに加え、ハードウェア購入費等の経費も支援の対象となります。補助金を利用したい事業者は「IT導入支援事業者」と相談して、共同で事業計画を作成、申請します。

【類型】

通常枠 (A・B類型)	業務効率化・売上アップのため、自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助。自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合ったITツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図ることを目的としています。 最大 450万円（補助率：1/2）
デジタル化基盤導入枠	インボイス制度への対応も見据えた会計ソフト導入を促進するため補助率を引き上げ、ITツール（会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフト等）の導入補助、PC等のハード購入補助、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、インボイス対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進します。 ITツール補助額：5～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3） PC,タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）、レジ補助上限額：20万円（補助率：1/2）

税務関連トピックス

■ 「インボイス制度に係る見直し」

① 免税事業者の課税期間中の登録が柔軟に

令和11年9月30日までの日の属する課税期間中までに適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、課税期間の中途であっても、その登録日から適格請求書発行事業者になることが可能になりました。（翌課税期間の開始日を待つ必要がない）

② 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録したものを受けた場合、①の適用を受ける場合、その登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間まで、課税事業者強制適用（事業者免税点制度の不適用）

③ 仕入れ明細書による仕入税額控除の適用要件の見直し

④ 経過措置の適用対象となる棚卸資産の調整

■ 「損金になる福利厚生費のポイント」

福利厚生費とは、ワクチンの予防接種、社食、勤続記念品の購入、社内イベントの費用など、様々な場面で発生する費用です。一般的には、労働環境向上のために、役員、社員、パート・アルバイト（社員等）に対する手当で、給料や交際費に該当しないものを指します。ポイントは大きく2つです。

① すべての社員等に「公平」である（一部の人だけ利益を受けているものでない）

② 「社会通念上」妥当な金額のもの

慶弔見舞金については、社内規定に基づいて一定条件のもと一律に支給するものであるかが基準となりますので、規程がきちんと整備されているかを確認しておきましょう。

労務関連トピックス

■ 年金額の改定（4月分から0.4%減）

年金額は毎年1回4月に、物価や賃金に応じて増減する仕組みです。基本ルールでは、年金をもらいはじめの人（67歳以下）は、賃金で決まり、すでに年金をもらっている人（68歳以上）は物価で決まります。年金生活者の暮らしを維持するには物価に合わせる、というのが原則的な考え方です。ただし、物価も賃金も上昇しているとき、物価も賃金も下がっているときは例外ルールが適用されます。今回は物価も賃金も下がっており、さらに物価より賃金の下落幅が大きいため、68歳以上も賃金下落に連動されることになります。

国民年金（1人）	月あたり 6万5,075円 → 6万4,816円（259円減）
厚生年金 (モデル世帯・2人)	月あたり 22万496円 → 21万9,593円（903円減）
今回の改定率	物価変動率（-0.2%）>名目手取り賃金変動率（-0.4%）→改定率に

■ 国民年金制度について 対象：厚生年金に加入していない20歳以上60歳未満の方

国民年金保険料（令和4年度月額16,590円）6か月・1年・2年の前納制度があり、まとめて納付すると割引があります。
▶ **付加年金制度** 每月の国民年金保険料に月額400円の「付加保険料」をあわせて納めると、将来受け取る老齢基礎年金に「付加年金（年額=200円×付加保険料納付月数）」が加算されます。（国民年金基金加入者を除く）
▶ **高齢任意加入** 国民年金に加入していなかった期間や未納期間がある方（480月末満）は、老齢基礎年金額を増やすことや受給資格期間（120月）を満たすことを目的に、本人の申出により60歳を過ぎても保険料を納めることができます（繰上げ受給者や厚生年金加入者を除く）。

■ 健康診断受診後の事後措置について

会社は労働安全衛生法などの法令に基づいて労働者に健康診断を実施しなければならず（罰則あり）、労働者は健康診断を受けなければなりません。

また、健康診断で「異常」の所見があった労働者については、健康診断をしてから3か月以内に、医師等（医師または歯科医師）の意見を聴取しなければなりません。意見聴取先は、会社の産業医（従業員数が常時50人以上の場合、選任は義務）、地域産業保健センター（無料）、従業員の主治医などです。

意見聴取では、①就業区分と必要な措置に関する意見、②作業環境管理（施設や設備の状況など）や作業方法などに関する意見を聴き、個人票に記載しなければなりません。健康診断結果は「要配慮個人情報」です。就業上の措置が必要となり、従業員の上司などに協力を求める場合には、注意しましょう。

■ 自動車（5台以上）の業務使用に関する安全運転管理者の選任について

業種にかかわらず、自動車を5台以上（乗車定員11名以上の者は1台以上、名義は問わない）使用している事業者は、安全運転管理者を選任しなければなりません。

安全運転管理者の主な要件

1. 年齢20歳以上の者（副安全運転管理者を選任している場合は30歳以上の者）
2. 自動車の運転の管理に関して2年以上の実務経験を有する者
3. 過去2年内に酒酔い運転・無免許運転・ひき逃げなどの違反がない者

従来より、安全運転管理者の業務には、「酒気帯びの有無の確認」として、運転しようとする運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認することは義務付けられていましたが、新たに以下の義務が追加されました。

令和4年4月 運転前後（出退勤時等）の酒気帯びの有無の確認（目視等）及び、記録の保存（1年間）

令和4年10月 上記の確認をアルコール検知器を用いて行うこと。アルコール検知器を有効に保持すること

なお、安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に、酒気帯び確認を行わせることは差し支えない、とされています。